

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

# 「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」 について

平成22年8月

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長) [主担当]

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長) [小目標1 関連]

職業能力開発局キャリア形成支援室(伊藤室長) [小目標2 関連]

## 1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること			
施策大目標分野	1	2	3
	職業能力開発	職業キャリアの形成	技能の継承・振興

施策中目標	
1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事

【政策体系（文章）】

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

施策中目標1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

## (関連施策)

特になし

## (予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

一般会計

(項) 若年者等職業能力開発支援費：職業能力開発支援事業委託費（一部）

労働保険特別会計雇用勘定

(項) 若年者等職業能力開発支援費：若年者等職業能力開発支援事業委託費（全部）

(項) 若年者等職業能力開発支援費：雇用開発支援事業費等補助金（全部）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標1) 正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること

(施策小目標2) 若年者等の職業的自立支援を充実すること

## (予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	9,049	10,248	10,345	13,380	11,825
(決算額)(百万円)	(7,152)	(7,349)	(8,344)	(12,426)	

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	2,594	3,770	3,605	3,775	2,750
(決算額)(百万円)	(1,857)	(2,735)	(3,108)	(3,713)	
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	6,455	6,478	6,740	9,605	9,075
(決算額)(百万円)	(5,295)	(4,614)	(5,236)	(8,713)	

### 3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

#### (1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

- 雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）により、
    - ・ 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実する
    - ・ 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないこととされています。
  
  - 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）により、
    - ・ 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない
    - ・ 事業主は、必要に応じ、実習併用職業訓練を実施することにより、その雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする
    - ・ 事業主は、当該事業主の行う実習併用職業訓練の実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができることとされています。

※「実習併用職業訓練」は、事実運用上「実践型人材養成システム」という名称とされています。
  
  - 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）により、子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、国及び関係機関等において、必要な相談、助言又は指導等を行う等の支援を行うこととされています。
  
  - 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、平成 32 年までの目標として、「若者フリーター数 124 万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者 10 万人」が掲げられています。
- ※「地域若者サポートステーション事業」…ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要であることから、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」（愛称：サポステ）を運営している。

- 子ども・若者ビジョン（平成 22 年 7 月 23 日 子ども・若者育成支援推進本部決定）により、
  - ・フリーター等の正社員経験の少ない若者を正社員へ導くジョブ・カード制度を推進する
  - ・ニート等の若者に対して、地域若者サポートステーション事業により、職業的自立支援を推進する
 こととされています。
  
- 第 8 次職業能力開発基本計画（平成 18 厚生労働省告示第 449 号、計画期間は平成 18 年～22 年度）により、
  - ・若年失業者やフリーター等については、その状況に応じ必要なキャリア・コンサルティングやカウンセリングを実施するとともに、日本版デュアルシステムを始めとする効果的な職業訓練の実施等によって、その就職を支援する
  - ・改正職業能力開発促進法において、事業主等の行う職業能力開発促進の措置として追加された実践型人材養成システムの普及・定着を図る
  - ・ニート状態にある若者については、職業的自立を促すため、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を行う「若者自立塾」による支援等を行うほか、地域における若者の自立支援機関をネットワーク化すること等により、その状況に応じた多様な支援を受けられるようにする
 こととされています。
  
- 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 275 号）により、事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、OJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及び OFF-JT（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 10 条の 2 第 2 項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施することとされています。

## （2）現状分析（施策の必要性）

- 現下の雇用失業情勢が厳しさを増す中、フリーターの数は、6 年ぶりに増加（平成 21 年 178 万人）（総務省統計局「労働力調査（基本集計）」）しています。
  - フリーター等の正社員経験の少ない若者が安定的な雇用に移行していくことが困難な状況であり、職業能力の向上を図るための企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供することが必要です〔施策小目標 1 関係〕。
  
- いわゆる「ニート」の数は、依然として高水準で推移（平成 21 年 63 万人）（総務省統計局「労働力調査（基本集計）」）しています。

→ これらの者の就労、職業的自立を図る上での課題は多岐に渡っていることから、関係機関の連携の下、職業意識の啓発や社会適応支援、職場体験など基礎学力を含む基本的な能力の向上といった、各人の置かれた状況に応じた幅広い支援を個別・継続的に行うことが必要です[施策小目標2関係]。

### (3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 平成20年、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会により、「年長化に伴いニートの自立化がより困難となる中で、より多くのニートや30代後半の無業者を支援することが課題となっている。このため、既存の統計調査への調査項目の追加やサンプル調査の実施により、ニート支援策の認知度及びサービスの利用状況等の把握が求められる。」との指摘を受けました。
- 平成22年度に内閣府が実施する「若者の意識に関する調査」において、地域若者サポートステーションの認知度等を把握するための調査項目を盛り込んだところです。

#### 4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

##### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（％） （70％以上／平成17～19年度） （75％以上／平成20年度） （65％以上／平成21年度）	71.9	75.2	76.9	72.5	70.5 （暫定値）
達成率		102.7%	107.4%	109.9%	96.7%	108.5%
【調査名・資料出所、備考等】 ・職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

##### (指標の分析：有効性の評価)

- 指標1について、平成21年度における委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は70.5%（暫定値）であり、目標達成率が108.5%と高水準となっています。
- 若年者等が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本施策を実施することは、引き続き有効と考えられます。

##### (効率性の評価)

- 民間職業訓練機関における座学と企業実習を組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムは、民間活力を活用した訓練であり、実施方法として効率的であると評価できます。

##### (今後の方向性)

- 新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、今後も取組を行ってまいります。

## 5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

### （1）施策小目標1「正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること」関係

#### （指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（％） （70％以上／平成17～19年度） （75％以上／平成20年度） （65％以上／平成21年度） ※施策中目標に係る指標1と同じ	71.9	75.2	76.9	72.5	70.5 （暫定値）
達成率		102.7%	107.4%	109.9%	96.7%	108.5%
2	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率（％） （80％以上／平成20、21年度）	—	—	—	95.8	97.6 （暫定値）
達成率		—%	—%	—%	119.8%	122.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、厚生労働省職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。</li> <li>指標2は、厚生労働省職業能力開発局調べ。実践型人材養成システム（ジョブ・カード制度における雇用の訓練）は平成20年度より開始されたものです。</li> </ul>						

#### （事務事業等の概要）

- 職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施  
フリーターの若者等の職業能力形成機会に恵まれなかった方に対する実践的な職業能力開発を支援するための「委託訓練活用型デュアルシステム」を導入した職業訓練です。
- 「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業

実践的な職業訓練である実践型人材養成システム（ジョブ・カード制度の雇用型訓練の一種）に積極的に取り組む事業主団体における先導的モデルづくりを進め、その結果を全国の事業主団体等に普及することにより、同種企業への実践型人材養成システムの普及促進を図るものです。

### （評価と今後の方向性）

- 職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施
  - 雇用失業情勢の悪化の影響により、平成 21 年度における訓練修了後の就職率は前年度を若干下回ったものの、70.5%（暫定値）と目標値を達成する見込みです。
  - フリーターの若者等の職業能力形成機会に恵まれなかった方に対する能力開発支援施策としては、有効であると評価できます。
  - ・ 本事業については、職業能力形成機会に恵まれなかった方のみならず広く実践力の習得が必要な方に対しても有効な事業と見込まれることから、今後事業対象者の見直し等を行うこととしています。
  - ・ 今後もこれらの者に対する職業能力形成支援は必要であることから、引き続き本事業を実施してまいります。
  
- 「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業
  - ・ 「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了3ヶ月後のOJT実施企業への定着率は97.6%（暫定値）と、平成21年度においても前年度に引き続き、目標を大幅に上回る高い実績があげられました。
  - 「実践型人材養成システム」が訓練生の職場定着を支援する施策として非常に効果が高いものであると評価できます。今後もこの実績を維持しながら、さらなる実施企業の普及促進を図っていく必要があります。
  - ・ なお、平成 21 年度をもって、本事業を終了しましたが、ジョブ・カード制度の雇用型訓練を広く全国の中小企業等に普及させることを目的に、中小企業事業主団体の主導により先導的なモデル構築の策定を推進する「ジョブ・カード制度普及のためのモデル事業」を同年度より実施しています。（なお、当該事業における効果等の発現は、平成 22 年度より把握できるものです。）

\* 職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施の詳細な評価は、別表を参照下さい

## (2) 施策小目標2「若年者等の職業的自立支援を充実すること」関係

## (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合（％） （60％以上／平成18～21年度）	—	47.6	51.5	57.8	64.0 （暫定値）
達成率		—％	79.3％	85.8％	96.3％	106.7％
4	地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合（％） （30％以上／平成18～21年度）	—	26.2	26.8	28.0	32.8 （暫定値）
達成率		—％	87.3％	89.3％	93.3％	109.3％
5	若者自立塾の卒業後6ヶ月経過後の就労率（％） （70％以上／平成18～21年度）	62.1	65.4	60.2	55.1	56.6 （暫定値）
達成率		88.7％	93.4％	86.5％	78.7％	80.9％
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標3～5は、若者自立支援中央センター（公益財団法人日本生産性本部）調べ。</li> <li>指標3～5は、平成21年度の数値は暫定値（平成21年4月～9月の登録者実績）であり、確定値は平成22年11月に取りまとめ予定。</li> </ul>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
6	地域若者サポートステーションの延べ来所者数（人） （2.5万人以上／平成18年度） （9.5万人以上／平成19年度） （23万人以上／平成20年度） （29万人以上／平成21年度）	—	35,179	144,171	202,112	273,858
達成率		—％	140.7％	150.2％	87.9％	94.4％
【調査名・資料出所、備考等】						

・ 指標6は、若者自立支援中央センター（公益財団法人日本生産性本部）調べ。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	地域若者サポートステーション設置箇所数（箇所）	—	25	50	77	92
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 参考統計1は、厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室調べ。						

### （事務事業等の概要）

教育も訓練も受けず、就労もしていないニート状態の若者の就労、職業的自立を図る上での課題は多岐に渡っており、職業意識の啓発や社会適応支援、職場体験など、就労意欲の向上につながる支援に加え、基礎学力を含む基本的能力の向上といった各人の置かれた状況に応じた幅広い支援を行うため、以下の事務事業を実施しています。

- ・ 地方自治体との協働により、ニート等の若者の自立を支援する地域若者サポートステーション事業
  - ・ 合宿形式により社会人としての基本的能力の獲得、勤労観を醸成する若者自立塾事業
- なお、若者自立塾事業は、平成21年度の行政刷新会議による事業仕分けの評価を踏まえ、平成21年度限りで廃止しました。

### （評価と今後の方向性）

- 地域若者サポートステーション事業について
- ・ より多くのニート等の若者に支援を提供できるよう、平成21年度には、設置拠点を拡充し（参考統計1関係）、延べ来所者数、就職等進路決定者の割合等についても、指標3、4、6に示すとおり着実に実績を伸ばしており、ニート等の若者の職業的自立に一定の成果があったものと評価できます。
  - ・ 本事業は、ニート等の若者の地域における自立支援の拠点として地方自治体からのニーズも高いものとなっています。
    - 一方で、支援が行き届かない地域も存在しています。
    - また、高校中退者等についてはニート状態に陥る恐れがあることから、22年度より訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導、学び直しを含む継続的支援の取組を開始したところです。
  - 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられた「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」の目標達成に資するよう、より多くのニートに支援を行き届かせる観点から、設置拠点の拡充と訪問支援（アウトリーチ）による能動的支援の強化を図ることが今後の課題です。

## ○ 若者自立塾事業について

- 平成21年度の卒塾後6ヶ月経過後の就労率は56.6%（暫定値）と、達成率は80%を超え、厳しい雇用情勢等にもかかわらず、前年を上回る実績を上げており、若年者の職業的自立の支援に一定程度寄与するものでしたが、同年度に行政刷新会議が実施した事業仕分けにおいて、事業の有効性を再検討すべきとの指摘があり、『効果の検証や実績把握がきっちり把握できていないので、やり方を含め、一旦廃止して徹底的に見直すべき』との評価を受けたことから、同年度末をもって廃止しました。
- 上記の指摘を踏まえ、就職実現に向けた実践的な内容をより強化すべきという観点から見直すことが必要と考え、平成22年度からは、「緊急人材育成支援事業」（～平成22年度末）の訓練メニューの一つとして、若者自立塾が担っていた合宿形式による労働体験といった特徴に、就職実現に向けたより実践的な内容を加えた「合宿型若者自立プログラム」を新たに位置づけ、実施しています。

\*地域若者サポートステーション事業の詳細な評価は、別表を参照下さい

## 6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
4月	地域若者サポートステーション事業悉皆研修	委託事業者を集めて、事業の留意事項等の説明と意見交換	委託事業の事務手続についてわかりやすい資料の要望があり、事務連絡を发出。
6月 8月	職業能力開発行政定例業務統計報告	都道府県等に対し、職業訓練の実施状況について年次報告を求めました。	年度分の職業訓練の実施結果をとりまとめ、計画策定、予算の編成等に反映させた。
11月	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業の実施状況報告	委託先団体に対し、当該事業を開始後、中間時点における訓練の実施状況等の報告を求めました。	本件報告書を受けて、当該事業の関係機関へ情報提供し、各団体の実施状況に対して、必要な助言等を行った。
毎月	公共職業訓練月次報告	各都道府県労働局に対し、公共職業訓練（学卒者訓練を除く。）の実施状況について、月次報告を求めています。	公共職業訓練の実施状況を随時把握し、施策の企画立案に活かす。

随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を毎週記者発表し、HPに掲載しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html">http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html</a>
----	-------------------------	---

## 7. 評価結果の政策への反映の方向性

---

### (1) 予算について

---

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

### (2) 税制改正要望について

---

特になし

### (3) 機構・定員について

---

特になし

### (4) 指標の見直しについて

---

特になし

## 8. 有識者の知見の活用について

---

本評価書は、原案を学習院大学経済学部の今野教授にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

## 9. 参考

---

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

### 3 (1) 関係

- 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>
- 雇用対策法（昭和 47 年法律第 132 号）  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>
- 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）（内閣府ホームページ）  
<http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>
- 新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）（首相官邸ホームページ）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>
- 青少年育成施策大綱（平成 20 年 12 月 12 日推進本部決定）（内閣府ホームページ）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou\\_201212/html/mokuji.html](http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou_201212/html/mokuji.html)
- 第 8 次職業能力開発基本計画（平成 18 年厚生労働省告示第 449 号）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/07/tp0725-1.html>
- 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 275 号）  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

### 3 (2) 関係

- 労働力調査（基本集計）  
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm>

### 3 (3) 関係

- 総務省による行政評価・監視（ニート支援策の認知度及びサービスの利用状況等の把握関係）  
指摘事項・厚生労働省の対応方針等について（総務省ホームページ）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/dokuritu\\_n/gijiroku/27303.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/gijiroku/27303.html)

## 10. 添付資料等一覧

---

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（V-2-1）

別表 1-1 「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施」（事業評価シート）

別表 2-1 「地域若者サポートステーション事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】
---------	-------------	--------	---------------	---------	------------------	-----------------	---------------

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)			⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】	
					1	2				
V-1-1	職業能力開発局総務課(井上課長)	V-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	V-1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること		＜施策中目標に係る指標＞					
					公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	65%以上/平成21・22年度(※1)	63.1%(平成21年度)【97.1%】			
			公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	80%以上/平成21・22年度(※2)	75.1%(平成21年度)【93.9%】					
			施策小目標1: 実習併用職業訓練推進室(高森室長)	施策小目標1	ジョブ・カード制度を推進すること	＜施策小目標に係る指標＞				
						「ジョブ・カード制度」普及促進事業の実施	雇用型訓練の就職率	75%以上/平成21・22年度	85.5%(平成21年度)【108.6%】	
						ジョブ・カード取得者数	15万人/平成21年度(※3) 25万人/平成22年度	162,885人(平成21年度)【108.6%】		
			施策小目標2: 能力評価課(星課長)	施策小目標2	助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと	＜施策小目標に係る指標＞				
						キャリア形成促進助成金	キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練と密接に関係するものに限る。)の合格率	50%以上/平成21・22年度	59.0%(平成21年度)【118.0%】	
						技能検定等推進費	技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勸奨や処遇向上等技能検定の活用率	80%以上/平成21・22年度	99.3%(平成21年度)【124.1%】	
						幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備事業	職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合	80%以上/平成21・22年度	83.3%(平成21年度)【104.1%】	
						職業能力習得支援制度推進事業(平成21年度限りで廃止)	職業能力習得支援制度を活用している、又は活用したことがある企業において、同制度を利用した労働者のうち、昇進・昇格など処遇の改善があった者の割合	80%以上/平成21年度	85.6%(平成21年度)【107.0%】	
						技能検定受検者数	前年度実績以上/平成21・22年度	746,053人(平成21年度)【111.9%】		
			施策小目標3: 能力開発課(田畑課長)	施策小目標3	職業能力開発を充実すること	＜施策小目標に係る指標＞				
						離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	65%以上/平成21・22年度(※1)	63.1%(平成21年度)【97.1%】	
						職業能力開発校設備整備等事業	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率 ※施策中目標に係る指標2と同じ	80%以上/平成21・22年度(※2)	75.1%(平成21年度)【93.9%】	
緊急人材育成支援事業	公共職業訓練(離職者訓練)の受講者数	176,000人以上/平成21年度限り				191,228人(平成21年度)【108.7%】				
	公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	95%以上/平成21・22年度				84.5%(平成21年度)【88.9%】				
	公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度	80%以上/平成21・22年度	98.3%(平成20年度)【122.9%】							

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標		⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】											
	施策小目標4: キャリア形成支援室(伊藤室長)		施策小目標4	キャリア・コンサルティング環境を整備すること		<施策小目標に係る指標>													
					・キャリア形成相談支援事業 ・キャリア支援企業等育成事業 ・キャリア・コンサルティング普及促進事業	就職又は転職を希望する者のうち、キャリア形成支援コーナーにおけるキャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた者の割合	80%以上/ 平成21年度 85%以上/ 平成22年度	87.8% (平成21年度) 【109.8%】											
						職業能力開発サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた)割合	80%以上/ 平成21年度 90%以上/ 平成22年度	87.3% (平成21年度) 【109.1%】											
						キャリア・コンサルタント養成数	6万人/ 平成22年度	6万2千人 (平成21年度)											
			評価予定表						備考										
			<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	モニ	実績【重】	実績【重】	モニ	実績		※1・2 平成21年度雇用保険二事業の目標 ※3 「ジョブ・カード推進協議会(第4回)」(平成21年4月13日)より
19	20	21	22	23															
モニ	実績【重】	実績【重】	モニ	実績															

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること																	
V-2-1	職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高木室長) 施策小目標1:実習併用職業訓練推進室(高森室長)	V-2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	V-2-1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること	正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること  ・職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施  ・「ジョブ・カード制度」を活用した雇用型訓練の導入推進事業の実施  ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業(平成21年度限り)	＜施策中目標に係る指標＞												
					1	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率	65%以上/平成21・22年度(※1)	70.5%(平成21年度)【108.5%】									
					＜施策小目標に係る指標＞												
						委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	65%以上/平成21・22年度(※1)	70.5%(平成21年度)【108.5%】									
						「ジョブ・カード制度」を活用した雇用型訓練の導入推進事業(雇用型訓練実施事業)実施団体における訓練生の訓練終了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率	80%以上/平成22年度										
						「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練終了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率	80%以上/平成21年度	97.6%(平成21年度)【122.0%】									
					＜施策小目標に係る指標＞												
						地域若者サポートステーション事業 ・若者自立塾事業(平成21年度限りで廃止)	60%以上/平成21・22年度	64.0%(平成21年度)【106.7%】									
						地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合	30%以上/平成21・22年度	32.8%(平成21年度)【109.3%】									
						地域若者サポートステーションの延べ来所者数	29万人以上/平成21年度 32万6千人以上/平成22年度	273,858人(平成21年度)【94.4%】									
	若者自立塾の卒業後6ヶ月経過後の就労率	70%以上/平成21年度	56.6%(平成21年度)【80.9%】														
評価予定表		<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>モニ総合【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	実績【重】	モニ総合【重】	実績【重】	実績【重】	モニ	備考
19	20	21	22	23													
実績【重】	モニ総合【重】	実績【重】	実績【重】	モニ													

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること																	
V-2 -2	職業能力開発局能力開発課(田畑課長)  施策小目標1: 能力開発課(田畑課長)  施策小目標2: 能力開発課(田畑課長)	V-2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60%以上/ 平成21・22年度 (※1)	49.9% (平成21年度) 【83.2%】										
			施策小目標1	障害者への支援を図ること	＜施策小目標に係る指標＞												
					・一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練 ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ・就職促進訓練費 ・障害者職業能力開発校運営委託費 ・地域における障害者職業能力開発促進事業の実施(平成22年度新規) ・障害者職業能力開発プロモート事業の実施(平成21年度限りで廃止)	障害者職業能力開発校の修了者における就職率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	60%以上/ 平成21・22年度 (※1)	49.9% (平成21年度) 【83.2%】									
					・障害者の委託訓練修了者における就職率	46%/ 平成21年度 (※2) 48%/ 平成22年度	29.4% (平成21年度) 【63.9%】										
			施策小目標2	母子家庭の母等への支援を図ること	＜施策小目標に係る指標＞												
		・母子家庭の母等の職業的自立促進事業の実施	母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率	73%以上/ 平成21・22年度	51.6% (平成21年度) 【70.7%】												
評価予定表			<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	実績【重】	モニ	モニ	実績【重】	モニ
19	20	21	22	23													
実績【重】	モニ	モニ	実績【重】	モニ													
			備考 ※1 平成21年度雇用保険二事業の目標 ※2 平成21年度社会復帰促進等事業の目標														

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】
---------	-------------	--------	---------------	---------	----------------------	---------------------	-----------------------

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

V-3-1	職業能力開発局能力評価課(星課長) 施策小目標1:能力評価課(星課長)	V-3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	V-3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること		<施策中目標に係る指標>													
					1	3級技能検定の受検者数	前年度実績以上 / 平成21・22年度	270,914人 (平成21年度) 【136.5%】										
			施策小目標1	技能継承・振興の為の施策を推進すること	<施策小目標に係る指標>													
				・技能検定等推進費	技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	80%以上 / 平成21・22年度	91.0% (平成21年度) 【113.8%】											
				・技能継承等支援センター事業の推進(平成21年度限りで廃止)	技能継承等支援センター利用後に、企業内における技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始等、技能継承に関する取組みを始めた企業の割合	80%以上 / 平成21年度	80.2% (平成21年度) 【100.3%】											
			3級技能検定の受検者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度実績以上 / 平成21・22年度	270,914人 (平成21年度) 【136.5%】													
		評価予定表	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	モニ	実績	備考
19	20	21	22	23														
モニ	実績	モニ	モニ	実績														



政策評価体系上の位置付、通し番号		V-2-1-(1)			
事業評価シート					
予算事業名	職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施		事業開始年度	平成21年度	
担当部局・課室名 作成責任者	職業能力開発局能力開発課（課長 田畑 一雄）				
事業/制度の 必要性	フリーター等の若者や子育て終了後の女性等職業能力形成機会に恵まれなかった者に対し実践的な職業能力を付与し、就職を実現するためには、訓練受講意欲の喚起から民間教育訓練機関等での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることが必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	-				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	-				
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	委託訓練活用型デュアルシステムの受講者数	人	-	-	37,182 (暫定値)
	予算執行率	%			
アウトカム	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（65%/平成21年度）	%	-	-	70.5% 【108.5】 (暫定値)
	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績				
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	厳しい雇用情勢の影響を受け、平成21年度における訓練修了後の就職率は、前年度を若干下回ったものの、108.5%の目標達成率となっており、フリーター等の若者や子育て終了後の女性等職業能力形成機会に恵まれなかった者が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本事業を実施することは、引き続き有効と考えられる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	フリーター等の若者や子育て終了後の女性等職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する能力開発支援は必要であるが、職業能力形成機会に恵まれなかった者のみならず、雇用失業情勢が厳しい中で、一定の就業経験を有する者であっても職種転換等を余儀なくされることも多く、また、採用に当たっては即戦力となる人材が求められる中で、広く求職者全般にとって、座学と企業実習を組み合わせた訓練手法は、実践的な能力を付与する訓練手法として非常に有効となっている。 こうしたことから、当該事業については、訓練受講対象者を限定せず、企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対して実施することとし、再就職の実現を積極的に支援していくこととする。			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年 「若年求職者に対する職業能力開発支援事業」（旧・日本版デュアルシステム訓練）を創設（フリーター等若年者を対象に実施）</li> <li>平成21年 「若年求職者に対する職業能力開発支援事業」を廃止し、「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業」を開始（訓練対象者を若者だけでなく、子育て終了後の女性等職業能力形成機会に恵まれない者に拡大）</li> <li>平成22年 企業実習先行型訓練システムを委託訓練活用型デュアルシステムの一形態として実施</li> </ul>				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載



政策評価体系上の位置付、通し番号		5-2-1-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	地域若者サポートステーション事業	事業開始年度	平成18年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業能力開発局キャリア形成支援室（室長 伊藤 正史）					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	○地域若者サポートステーションは、地域の若者の支援拠点として、地方自治体との協働により設置。地方自治体は、地方交付税措置に基づき若者支援機関等によるネットワークの構築・維持を担うとともに、地域の実情に応じ各種セミナーや、職場体験、臨床心理士等による心理カウンセリング等を実施。○学校教育から地域若者サポートステーションへの円滑な誘導を図る観点から、文部科学行政(教育委員会、学校等)と連携。また、地域若者サポートステーションは「子ども・若者育成支援推進法」に基づき地方自治体に設置される「子ども・若者地域協議会」の構成員としても期待されていることから、内閣府と連携。					
アウトプット	活動実績	【指標】 地域若者サポートステーションの延べ来所者数（29万人以上／平成21年度）	単位 人	H19年度実績 144,171	H20年度実績 202,112	H21年度実績 273,858
	予算執行率		%	60.8	80.0	98.1
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職者、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合60%以上	%	51.5 【85.8%】	57.8 【96.3%】	64.0 (暫定値) 【106.7%】
		地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合30%以上	%	26.8 【89.3%】	28.0 【93.3%】	32.8 (暫定値) 【109.3%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		平成21年度は設置拠点を拡充（77箇所→92箇所）し、アウトプット指標（地域若者サポートステーションの延べ来所者数）についても、前年を上回る実績をあげていることから、幅広いニート等の若者への支援機会の提供に一定の成果があったと評価できる。 また、アウトカム指標（地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職者、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合及び就職等進路決定者の割合）については、各地域若者サポートステーションにおいて、キャリア・コンサルタントによる専門的相談とあいまって、地域の実情に応じて地方自治体が実施するコミュニケーション訓練や職場体験等の各種プログラムを活用し、職業的自立に向けた支援の体系化が図られたことや、教育機関・福祉機関等との連携が定着してきたこと等により、着実に実績を伸ばし、平成21年度の目標達成率は100%を超えており、ニート等の若者の職業的自立に一定の成果があったと評価できる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成22年度においては、設置拠点を拡充（92箇所→100箇所）するとともに、高校中退者については、ニート状態に陥るおそれが多いことから、訪問支援（アウトリーチ）による学校教育から地域若者サポートステーションへの円滑な誘導、学び直しを含む継続的支援の取組を開始。 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられた「ニートの減少」に資するよう、より多くのニートに支援を行き届かせる観点から、設置箇所の増設、訪問支援（アウトリーチ）による能動的支援の強化等を図ることが必要。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		イギリスでは、若者のサポート機関「コネクションズ」があり、自治体、学校、警察等の公的機関や職業紹介・訓練等の民間企業、ボランティア、慈善団体等で構成されている。主に「パーソナル・アドバイザー」と呼ばれる支援者が、就業機会の獲得に無力な若者に対してキャリアアドバイスをするなどの支援を行っている。				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)		・平成18年 第8次職業能力開発基本計画の制定（若者の職業的自立を促すため、地域における若者の自立支援機関をネットワーク化すること等により多様な支援を受けられるようにする旨記載） ・平成18年 地域若者サポートステーション事業創設 ・平成21年 「新成長戦略（基本方針）」の閣議決定				

\*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載